

事前準備のお願い

- 1) 文部科学省WEBサイト「大学設置基準等改正の解説資料」を一読した経験のあることを前提に進めます。
まだご覧になったことのない方は、以下リンク先で確認しておいてください。

https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_05.pdf

- 2) 分科会は、**事前配布資料が紙もしくはデスクトップ上で常時閲覧できていること**を前提に進めます。

分科会終了後に事前配布資料をダウンロードすることはできませんのでご注意ください。

大学設置基準等改正を
「深く」「広く」理解する
～学内関係者と協働するために～

2022年12月17日
東京都公立大学法人 宮林 常崇
茨城大学 大津 正知

本分科会の内容は個人の見解であり所属機関の見解ではありません

本年10月に施行された大学設置基準等改正では、「基幹教員制度」「単位数算定方法の見直し」「授業補助者に授業の一部を分担させることが可能」「特例制度」など、教務事務を取り巻く法令根拠の多くが変わりました。

この改正により大学の裁量はより高まるわけですが、それを大学業務に活かすためには学内関係者との協働が不可欠です。本分科会では、法令を表面的に理解するのではなく、歴史や組織文化、教員組織と事務組織のマネジメントの違いなど、**現場の実情を踏まえた多様な切り口で今般の改正を捉えなおすことで、協働に有用な知識・理解を身につけ、参加者それぞれが改正後の大学設置基準についてどのように向き合うべきかを考えるきっかけ**とします。

【分科会の構成】 **アーカイブ配信は1・2のみ**

- 1 オリエンテーション（宮林）
- 2 論点整理
 - ・学内関係者と協働するための「3つの視点」（大津）
 - ・学内関係者との協働が必要な今後の対応事項（宮林）
→質問をチャットで受け付け、後半の座談会で回答します
- < 休 憩 >
- 3 座談会（宮林&大津）
- 4 クロージング（宮林）

2 論点整理

- ・ 学内関係者と協働するための「3つの視点」 (大津)
- ・ 学内関係者との協働が必要な今後の対応事項 (宮林)

質問をチャットで受け付け、後半の座談会で回答します

学内関係者と協働するための「3つの視点」 ～制度の本質を理解して、筋の通った議論を～

1. いまさら？「大学設置基準」とは

大学設置基準の役割とは？なぜ頻繁に改正されるのか？認証評価との関係は？いつ制度化され、どのような変遷を経てきたのか？ 案外、普段は気に留めないであろう大学設置基準の性格に関わるお話です。

2. 改めて？「単位制度」とは

大学職員なら授業科目の単位数の計算方法は知っているでしょう。しかし、そもそも単位制度とは何を意図した仕組みでしょうか。大学教育の意味と深い関りのある単位制度の成り立ちと課題のお話です。

3. 知っていますか？ 意外に複雑「教員組織」

今回、基幹教員や指導補助者が設置基準に盛り込まれましたが、授業担当者の在り方は教員組織の在り方に関わります。学部内の教員組織の変遷と模索のお話です。

担当：大津正知(茨城大学)

masatomo.otsu.zc52@vc.ibaraki.ac.jp

1. いまさら？

「大学設置基準」とは

Q. 大学設置基準は、法律でしょうか？

大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)

学校教育法第三条「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣※
の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」
※1999年に「監督庁」から変更

Q. 大学設置基準の省令化(1956)以前、大学設置はどのように行われていたのでしょうか(新制大学は1948年から)？

省令ではないが、大学設置許可の基準は存在した(1948)

大学を大学たらしめる2つの根拠(方式)

「チャーターング Chartering」

政府(国王、教会等の権威)による大学設置許可(状) 欧州、日本

「アクレディテーション Accreditation」

大学団体による既設大学の適格判定〔水準向上活動の判断〕 米国

…前後、米国(GHQ/CIE)は、大学基準協会がアクレディテーション機関に成長することを期待
民間情報教育局 1947 (米国教育使節団報告書1946)

大学基準協会→「大学基準(アクリディテーション基準)」

↓ 採用

「大学設置許可の基準(チャータリング基準)」

委員の半数は大学基準協会から 大学設置委員会(審議会)・文部省

- ・文部省による大学統制の一定の緩和
- ・米国(GHQ/CIE)の方針と日本的現実との妥協
- ・チャータリング基準とアクリディテーション基準を同一視

現在の大学設置基準

「大学を設置するのに必要な最低の基準とする」(第一条第二項)

「その水準の向上を図ることに努めなければならない」(第一条第三項)

- ・大学基準協会のアクリディテーション活動(大学相互の努力によって質的向上を目指す取組)の発展の可能性がほぼ消滅

1956年 大学設置基準の省令化

(省令:一般には、根拠法律の関連で技術的、手続き的な内容を規定)

大学設置基準 ・大学についての包括的な内容を規定

- ・チャータリング基準に加え、アクリディテーション基準としての性格
- ・省令改正によって設置許可行政や大学改革を主導、誘導

→大学にとっての実質的な意義は極めて大きい

大学紛争(1960年代)、一般教育科目硬直化の指摘、専門教育の拡大要請、、
1970年代～

一般教育課程の弾力的扱い(1971～)

総合科目の開設、一定の範囲で専門教育科目等への代替可、
授業科目区分・配分の緩和、、

単位互換制度(1972)、学部以外の基本組織(1973)、、

⇒「技術的な見直し」

高等教育計画 (1976～)

高等教育の規模の抑制 (私立大学への公的助成を行う代わりに、私立学校法を改正し学生定員の変更を文部大臣の認可制へ変更)

・・・量(規模)をコントロールする政策が中心

1980年代 国家財政の悪化 (行財政改革) →「規制改革」

自由化、多様化・個性化 (国立大学の整備、私学助成の拡充とも困難)

1984 臨時教育審議会

1987 大学審議会

⇒**大学設置基準の大綱化 (1991)**

「大学設置基準の大綱化(1991)」

- ・一般教育科目、専門科目等の区分、区分ごとの単位数の撤廃
(「授業科目」→「教育課程」)
- ・授業方法別(講義、演習、実験等)の単位計算の弾力化
- ・自己点検・評価の努力義務化 …

少子化 (大学進学率の上昇、学生の多様化)

知識基盤社会、産業構造の変化、グローバル化、市場化、…

→ **大学に求められる役割の再構築・拡大**

…**教育内容・方法が高等教育政策の射程に**
「答申」での提言 → 大学設置基準の改正

教育内容・方法等に関する改正

CAP制の努力義務化(1999)、教育研究上の目的の制定と公表、授業計画・評価基準の明示、FDの義務化(2008)、キャリア教育の義務化(2011)、…

大学設置の最低基準 ⇒ 水準向上の基準の側面
「アкреディテーション」

規制緩和・弾力化に関する改正

学部例示の廃止(1991)、メディア授業の規定(1998)、講座制・学科目制以外の教員組織(2001)、長期履修制度(2002)、単位互換制度の緩和(順次)、、、

認証評価の開始(2004)

「事前規制から事後チェックへ」 ……確かにそういう面はあるが(「許可」→「届出」)

大学設置基準の規定(改正) → 認証評価機関の評価基準

……米国のアクレディテーション制度とは異なる、日本独自の制度

「大学設置基準の実質的な意義は低下することはない」

今日の大学設置基準改正の特徴

- ・弾力化、規制緩和、特例(多様化、個性化)
- ・教育の質向上に関わる活動の強化
- ・細則的規定の増加(羈束性が強まる側面も)

「教育課程等特例(第五十七条)」

規制緩和(特例)によって、水準向上活動を推進。しかし、様々な制約(文科大臣の認証、自己点検・評価、学則改正…)も、、、

2. 改めて？

「単位制度」とは

Q. 高校の単位制度と大学の単位制度の違いは何でしょうか？

大学の単位制度〔credit〕

→科目選択制(カリキュラムの自由化)

→授業時間外の自主的な学びの重視

(→満足な学修成果)

・・・今日の大学(新制大学)の教育理念の反映
(「一般教育」導入の根幹となる制度)

「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」(学校教育法)

新制大学: 一般的、人間的教養の基盤の上に、学問研究と職業人養成を一体化

⇔旧制度: 専門化があまりに狭い、職業的色彩が強い(米国教育使節団報告書1946)

Q. 1単位の学修時間が45時間である根拠は何でしょうか？

1週間の労働時間 $\div$ 45時間 $\rightarrow$ 1単位(授業時間外の学修を含む)

Q. 卒業要件の単位数は、なぜ124単位(以上)でしょうか？

1週間の学修量(45時間) = 1単位

年間30(週)単位、4年間120単位(1947年7月)

保健体育科目の4単位が追加(同12月) $\rightarrow$ 124単位

Q. 講義、演習、実験等で、なぜ単位数が異なるのでしょうか？

大学設置基準の旧規定に記載

建前: 授業科目により授業外学修時間に差

実態: 理系学部が求める授業時間を総単位数124に収める必要

…「忙しい理系、暇な文系？」

1コマ(90分 $\div$ 2時間) 半期
講義1コマ2単位(授業1: 授業外2)
演習1コマ1単位(授業2: 授業外1)

単位制度の形骸化(実態が乖離) $\rightarrow$ 相次ぐ制度改革

単位の計算基準の変遷

	1947年〔S22〕 大学基準(大学基準協会)	1956年〔S31〕 大学設置基準(省令化)	1973年〔S48〕 改正	1991年〔H3〕 改正	2022年〔R4〕 改正
1単位の計算基準	講義:毎週1時間15週(1時間の講義に対し教室外2時間の準備又は学習) 演習:毎週2時間15週(2時間の演習に対し1時間の準備) 実験、実習、製図等:毎週3時間15週	教室内及び教室外を合せて45時間の履修時間 講義:毎週1時間15週(※毎週1時間半15週、毎週2時間15週も可) 演習:毎週2時間15週(※毎週1時間15週も可) 実験、実習、実技等:毎週3時間15週	教室内及び教室外を合せて45時間の履修時間 講義:15時間(※22.5時間、30時間も可) 演習:30時間(※15時間も可) 実験、実習、実技等:45時間	標準45時間の学修 講義・演習:15～30時間の授業 実験・実習・実技:30～45時間の授業 ※芸術等の実技の授業については、大学が定める時間	標準45時間の学修 授業方法に関わらず、おおむね15～45時間の授業 ※芸術等の実技の授業については、大学が定める時間
単位の授与	一科目に対する課程を終了した学生には単位を与える	一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上単位を与える	従前のおとり	従前のおとり(ただし、卒業論文等の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える)	一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える
備考		一般教育科目は原則として四単位とする等の定め	・三学期制に対応 ・1971年の改正から「各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする」	一般教育科目、専門教育科目等の授業科目の区分等の規定の削除	

単位の計算基準の変遷

	1947年〔S22〕 大学基準(大学基準協会)	1956年〔S31〕 大学設置基準(省令化)	1973年〔S48〕 改正	1991年〔H3〕 改正	2022年〔R4〕 改正
1単位の計算基準	講義:毎週1時間15週(1時間の講義に対し教室外2時間の準備又は学習) 演習:毎週2時間15週(2時間の演習に対し1時間の準備) 実験・実習・実技等:毎週3時間15週	教室内及び教室外を合せて45時間の履修時間 講義:毎週1時間15週(※毎週1時間半15週、毎週1時間15週も可) 演習:毎週2時間15週(※毎週1時間15週も可) 実験・実習・実技等:毎週3時間15週	教室内及び教室外を合せて45時間の履修時間 講義:15時間(※22.5時間、30時間可) 演習:30時間(※15時間可) 実験・実習・実技等:45時間	標準45時間の学修 講義・演習:15～30時間の授業 実験・実習・実技:30～45時間の授業 ※芸術等の実技の授業については、大学が定める時間	標準45時間の学修 授業方法に関わらず、おおむね15～45時間の授業 ※芸術等の実技の授業については、大学が定める時間
単位の授与	一科目に対する課程を終了した学生には単位を与える	一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上単位を与える	従前のとおり	従前のとおり(ただし、卒業論文等の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える)	一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える
備考		一般教育科目は原則として四単位とする等の定め	・三学期制に対応 ・1971年の改正から「各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする」	一般教育科目、専門教育科目等の授業科目の区分等の規定の削除	

45時間の学修量は維持
・運用の弾力化、柔軟化
(技術的な見直し)

単位制度の形骸化
↓
空洞化は改善されず

単位制度(大学教育の根幹をなす制度)の課題

少ない学修時間や単位制度の無理解もさることながら、授業中心主義(「教える」>「学ぶ」)、不十分な能動的学修への誘導、授業科目増のカリキュラム編成、、、

様々な教育改善活動(授業改善(FD)、シラバスによる学修誘導、GPA制度、、、)→ 単位制度のサブシステム

単位の実質化が確立→早期卒業、CAP制等も意味をもつ

今回(2022年10月)の大学設置基準の改正

→単位の計算方法の弾力化

<大学>

計算方法の変更に終始 ⇔ 単位制度の再構築
(大学教育の実質化)

3. 知ってますか？

意外に複雑「教員組織」

Q. 皆さんの大学では、専任の教授、准教授(→「基幹教員」)が担当する「主要授業科目」を明確に定めていますか？

なぜ、授業担当者が問題になるのか？ …俯瞰、経緯を辿る

「基幹教員」、「主要授業科目」→大学設置基準第八条 →第三章

大学設置基準 第三章「教育研究実施組織等」



改正前 「教員組織」



さらに前 「学科目制、講座制及び教員組織」

1956-1991

そもそも、第二章「教育研究上の基本組織」(1991年までは「学部」)があり、さらに「教員組織」を考慮する意味とは？

… 学科目制？講座制？

現在、規定としては廃止(2007)。機能は存続する大学も

学科目制:教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を置く

講座制:教育研究上必要な専攻分野を定め、その教育研究に必要な教員を置く(各講座に教授1、助教授1、助手1～3)

<例>学科目／生物学

講座／生化学、分子生物学、遺伝学、細胞生物学、植物生理学・・・

講座制:教育研究の責任体制の確立

学科目制:講座制を採らない学部 of 内部組織の明確化

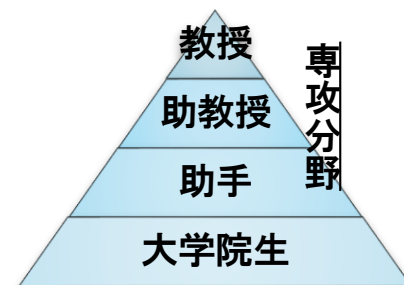
- ・講座は、原則として専任の教授が担当
- ・主要学科目は、原則として専任の教授又は助教授が担当(実験、実習等を伴う学科目はなるべく助手を置く)

※講座制は主に国立大学が対象

「国立大学の講座に関する省令(1954)」

文部省:講座制/学科目制を根拠に人員配置や予算措置

大学:講座制を理想(帝大にだけ認められた制度、自治の象徴)



教育分野

しかし、硬直性、閉鎖性の指摘 →2007年 大学設置基準の規定から削除
古くは四六答申(1971)から 同時に、**准教授、助教**の創設(学教法)

講座制・学科目制に代わる組織・体制とは？

「教育研究上の目的を達成するため、必要な教員を置くこととし、主たる授業科目は原則として専任の教授、准教授が担当」

「大学は、それぞれの教育研究上の目的を達成するために、教授、准教授、助教等の全ての教員について、役割の分担及び連携の組織的な体制が確保され、かつ、責任の所在が明確であるよう教員組織を編制」

具体的な教員組織の編制は、各大学が自由に設計
→文部科学省による新たな提示はない

米国「デパートメント制度」≠学科

今回(2022年10月)の大学設置基準の改正

専任教員→基幹教員 指導補助者による授業担当

「基幹教員とは誰か」という問題と「教員組織の編成(責任体制)をどうするか」という(積み残し)課題が併存

さらに、事務職員も含めた(学部として適当な)教育研究実施組織とは？

さらに関心のある方へ ＜主な参考文献＞

大学基準協会(1951)『大学に於ける一般教育』

大学基準協会(1957)『大学基準協会十年史』

海後宗臣・寺崎昌男(1969)『大学教育』東京大学出版会

文部省(1970)『新しい大学設置基準—一般教育—』日本図書センター

天城勲・慶伊富長編(1977)『大学設置基準の研究』東京大学出版会

飯島宗一・戸田修三・西原春夫編(1990)『大学設置・評価の研究』東信堂

高等教育研究会(1991)『大学の多様な発展を目指してⅡ』ぎょうせい

細井克彦(1994)『設置基準改正と大学改革』つむぎ出版

田中征男(1995)『戦後改革と大学基準協会の形成』大学基準協会

清水一彦(1998)『日米の大学単位制度の比較史的研究』風間書房

土持ゲーリー法一(2006)『戦後日本の高等教育政策』玉川大学出版部

舘昭(2007)『改めて「大学制度とは何か」を問う』東信堂

2 論点整理

- ・ 学内関係者と協働するための「3つの視点」（大津）
- ・ 学内関係者との協働が必要な今後の対応事項（宮林）

質問をチャットで受け付け、後半の座談会で回答します

今後の対応を考えるための7つのテーマ①

◆ 裁量が大きくなった事項の例

- TA等指導補助者ができること
- 単位数の計算
- アカデミックカレンダー
- 成績評価の多様化
- 在学48か月ルールの緩和

◆ 説明責任が増した事項の例

- 教員や事務職員等の役割や連携について学内の規程等に明記
- 基幹教員制度を選択した場合
教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う状況の可視化
教育情報の公表で対応すべき項目増
- 主要授業科目とは具体的にどれか
- 授業担当教員とTA等指導補助者の役割分担・責任関係などを明文化
加えてTA等指導補助者の研修義務化
- 学則に定める根拠（第21.22.27.32条）

今後の対応を考えるための7つのテーマ②

◆ 職場での実践例

別紙

「7つのテーマで考える大学設置基準等改正を踏まえた対応検討シート」
を参照

◆ 今後、動向を注視したい事項

中央教育審議会大学分科会大学振興部会

「出口の質保証」 第32条との関係

大学教育の質保証に向けた取組が進展する一方で、改善に真剣に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているという指摘や、**改善の取組が単に認証評価への対応等のための形式的・表層的なものに留まっており、学修者本位の教育の実現や授業科目レベルでの教育の改善にはつながっていない**という指摘もある。

この先はリアルタイム配信のみです。

【この後の予定】

◆ 座談会

- ・ チャットで受け付けた質問について回答します
- ・ 時間が余れば

「7つのテーマで考える大学設置基準等改正を踏まえた対応検討シート」
のいくつかの事項についての考え方を扱います。

◆ 12:00～12:30 個別質問＜希望者のみ＞

- ・ 希望者がいなくなった時点でクローズします。

【本分科会に関するお問い合わせ先】

東京都公立大学法人 宮林

miyabayashi-tsunetaka@jmj.tmu.ac.jp